

東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の  
減免に関する条例

(平成23年6月13日条例第4号)

最終改正：平成23年6月30日条例第5号

(趣旨)

第1条 東日本大震災(以下「大震災」という。)による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という。)の減免については、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年条例第25号)の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

(保険料の減免)

第2条 福島県後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する被保険者に対し、当該各号に定めるところにより、保険料を減免することができる。

(1) 平成23年3月11日に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域(以下「特定被災区域」という。)に住所を有していた者のうち、大震災により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けたもの 同一世帯に属する被保険者の保険料額に、次の表の左欄に掲げる損害程度の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額。ただし、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号八に規定する長期避難世帯に属する者については、同表左欄に掲げる損害程度にかかわらず、全部とする。

損 害 程 度	減 免 割 合
全壊	全部
半壊(大規模半壊を含む。)	2分の1

備考 損害程度とは、り災証明書において証明された損害程度をいう。

(2) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、大震災により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部

(3) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、大震災により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部

(4) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、大震災により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除して得た額)

が前年の当該収入額の10分の3以上であるもので、前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「総所得金額等」という。）が1,000万円以下であるもの（前年の総所得金額等から、減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）を控除して得た額が400万円を超えるものを除く。）被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の総所得金額等に占める減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）の割合を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる前年の総所得金額等の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額。ただし、事業等の廃止又は失業による場合には、同表右欄に掲げる割合にかかわらず、全部とする。

前年の総所得金額等	減免割合
300万円以下であるとき。	全部
300万円を超え400万円以下であるとき。	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき。	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき。	10分の4
750万円を超え1,000万円以下であるとき。	10分の2

- (5) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、その者の属する世帯の主たる生計維持者以外のもので、大震災により、その行方が不明であるもの又は重篤な傷病を負ったもの 被保険者の保険料額の全部
- (6) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行なっているもの 被保険者の保険料額の全部
- (7) 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの 被保険者の保険料額の全部
- (8) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をい

う。)に居住しているため避難を行なっているもの 被保険者の保険料額の全部

(9) 前各号に準ずる者として広域連合長が認めたもの それぞれ前各号に定めるところに準ずる保険料の減免額

2 前項の規定による減免は、平成23年3月11日から平成24年3月末日までの間に普通徴収の納期限が到来する平成22年度の保険料額及び平成24年3月末日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)(以下「納期限等」という。)が到来する平成23年度の保険料額を対象とするものとする。ただし、同項第3号又は第5号に該当する者については平成24年3月末日までの間においてその行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料額を、同項第6号又は第7号に該当する者についてはそれぞれの指示があった日の属する月分からの保険料額(同項第6号に該当する者のうち平成23年4月22日に指示が解除された地域に住所を有するものについては平成23年6月分までの保険料額)を、同項第8号に該当する者については通知があった日の属する月分からの保険料額を対象とする。

(減免の申請)

第3条 前条の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料

(3) 減免を必要とする理由

(減免の決定)

第4条 広域連合長は、前条の申請書の提出があった場合には、速やかに調査の上減免について決定し、その結果を当該申請書を提出した者に対し通知するものとする。

(減免事由の消滅)

第5条 前条の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(減免の取消し)

第6条 広域連合長は、虚偽の申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた者があると認めるときは、遅滞なくその者に係る保険料の減免の決定を

取り消すものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、平成23年3月11日から平成24年3月末日までの間に普通徴収の納期限が到来する平成22年度の保険料額及び平成24年3月末日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が到来する平成23年度の保険料額に限り適用する。

附 則(平成23年6月30日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。